

上下水道料金改定のお知らせ



令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、水道料金と下水道料金が変わります。

上下水道料金（税抜額）の値上げではなく、消費税増税分のみ改定となっています。

上下水道料金を令和元年9月以前から継続してご使用中の場合は、令和元年11月1日以降の検針分から新料金が適用されます。

水道料金

問合せ 西空知広域水道企業団 ☎76・2486

【消費税8%】

用途別	基本料金	1㎡当たり 超過料金
家事用 8㎡まで	2,430円 (2,250円)	302.4円 (280円)
軽減世帯 8㎡まで	1,803.6円 (1,670円)	
業務用 16㎡まで	5,184円 (4,800円)	324.0円 (300円)
浴場用 100㎡まで	22,950円 (21,250円)	226.8円 (210円)
臨時用	1㎡当たり680.4円 (630円)	
休栓料	1か月につき324円 (300円)	

【消費税10%】

基本料金	1㎡当たり 超過料金
2,475円 (2,250円)	308円 (280円)
1,837円 (1,670円)	
5,280円 (4,800円)	330円 (300円)
23,375円 (21,250円)	231円 (210円)
1㎡当たり693円 (630円)	
1か月につき330円 (300円)	

※（ ）は税抜金額です。

下水道料金

問合せ 建設課都市管理グループ ☎76・2139

【消費税8%】

	基本使用料金		超過使用料金	
	基本 水量	料 金	超過 水量	1㎡当たり
一般	8㎡ まで	1,512円 (1,400円)	9～ 50㎡	194.4円 (180円)
軽減 世帯	8㎡ まで	972円 (900円)	51㎡ 以上	226.8円 (210円)
公衆 浴場	1㎡当たり		34.56円 (32円)	

【消費税10%】

基本使用料金		超過使用料金	
基本 水量	料 金	超過 水量	1㎡当たり
8㎡ まで	1,540円 (1,400円)	9～ 50㎡	198円 (180円)
8㎡ まで	990円 (900円)	51㎡ 以上	231円 (210円)
1㎡当たり		35.2円 (32円)	

※（ ）は税抜金額です。

※実際の請求額は、1円未満の端数を切り捨てた額となります。

10月1日から 幼児教育・保育の無償化がスタート



3歳～5歳の子どもと住民税非課税世帯で2歳以下の子どもが対象

育児の経済的負担を軽減するため、幼稚園・保育園の保育料や障がいのある子どもが利用する児童発達支援などにかかる費用が10月1日から原則無償になります。

送迎や食事などの費用は引き続き保護者負担となるほか、施設によって手続き方法が異なりますので、ご注意ください。なお、食事代のうち副食費は、町独自で全額助成します。

保育園、認定こども園を利用している方
(町の認定を受けている方)

➡ 手続き不要

・10月分から保育料が無償となります。(送迎費や食事代などを除く)

原則、手続きは不要です。

※無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

私学助成幼稚園を利用している方

➡ 手続き必要

・保育料と入園料(送迎費や食事代などを除いた額、上限月25,700円)が無償となります。

※幼稚園は、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化が適用されます。

※幼稚園から配布される書類を確認の上、手続きをお願いします。

幼稚園の預かり保育や認可外保育園を利用している方

➡ 手続き必要

<認可外保育園>

3歳～5歳は、月37,000円
0歳～2歳は、月42,000円 を上限に無償化

<幼稚園の預かり保育>

3歳～5歳は、月11,300円 を上限に無償化

※利用施設から配付される書類を確認の上、手続きをお願いします。

保育を必要とする事由に該当する必要があります。

主な事由

- 就労 妊娠・出産
疾病・障がい
同居親族の介護・監護 など

障がいのある子どものための
児童発達支援を利用する方

➡ 手続き不要

・3歳になって最初の4月1日から小学校入学までの3年間、利用者負担が無償となります。